

ちゅうがっこうそつぎょうせい 第4編 中学校卒業生のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
技能修得資金・ 入所支度金	支給	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子が、中学校卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師及び准看護師学校養成所を除く）に入所する場合で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護受給世帯の子 2 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子（属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内）	府保健所、府 広域振興局	33
生活保護法による技能修得費・ 就職支度費	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各 市福祉事務所	34
職業訓練支援制度	支給	公共職業安定所の受講指示により公共職業能力開発施設で訓練を受ける者	公共職業能力 開発施設	35
障害者等職場適 応訓練手当	支給	公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した障害者等で就職が困難な者	居住地を管轄 する公共職業 安定所	36
母子福祉資金貸 付金	貸付	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	37
技能者育成資金	貸与	公共職業能力開発施設に入校した者で、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者（訓練手当受給者を除く。）	公共職業能力 開発施設	38
看護師等修学資 金	貸与 (無利子)	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに京都府の区域内の病院等において看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者	該当の看護師 等の養成施設	39

【中学校卒業生のために】

よび名（技能修得資金・入所支度金）

事業名	技能修得援護事業		
事業主体	京都府		
趣旨・目的	経済的な理由により技能の習得が困難な者に対し、技能修得資金を支給することにより、世帯の自立更生を図る。		
貸与・支給	支給		
対象者	<p>京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子が、中学校卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師及び準看護師学校養成所を除く）に入所する場合で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯の子 2 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子 (属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内) 		
支給額	施設の種別	技能修得資金	入所支度金
	公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）	5,000円/月	55,000円
	高校形態（奈良高等専修学校等）	21,000円/月	
	実技学校（各種専門学校・専修学校等）	24,000円/月	
申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・1次申請：3月中旬 ・2次申請：4月中旬（以降は随時受付） 		
申請書類	申請書、在学（籍）証明書、収入状況が確認できる書類等		
支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期分：4月下旬（1次申請分）5月下旬（2次申請分） ・第2期分：8月 ・第3期分：12月 ※1 2次申請以降の随時受付分については、その都度支給 ※2 入所支度金は、4月又は5月に全額支給 		
併給	他の類する給付等を受ける場合は、支給額を減額することがある。		
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、府広域振興局にお問い合わせください。		
担当課	健康福祉部福祉・援護課（TEL 075-414-4557・4558）		
備考			

【中学校卒業生のために】

よび名 (生活保護法による技能修得費・就職支度費)

事業名	生活保護法による技能修得費・就職支度費					
事業主体	京都府・市					
趣旨・目的	生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校や各種学校、公共職業能力開発施設等で技能を修得する場合に必要な経費、また、就職が確定した場合の支度費を支給することにより世帯の自立更生を図る。					
貸与・支給	支給					
対象者	生活保護法による被保護世帯の子					
支給額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>技能修得費</td> <td>年380,000円以内</td> </tr> <tr> <td>就職支度費</td> <td>28,000円以内</td> </tr> </table>		技能修得費	年380,000円以内	就職支度費	28,000円以内
技能修得費	年380,000円以内					
就職支度費	28,000円以内					
申請時期	各福祉事務所等が設定					
申請書類	各福祉事務所等が定める様式					
支給時期	各福祉事務所等が設定					
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。					
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）					
備考						

【中学校卒業生のために】

よび名（しよく ぎょう くん れん し えん せい ど職業訓練支援制度）

し 事 業 名	職業訓練支援事業
し 事 業 主 体	京都府・国
し 趣 旨 ・ 目 的	公共職業能力開発施設の職業訓練を受ける母子家庭の母、中国帰国者等 に対して、訓練期間中の生活援護を図るために、訓練手当を支給する。
たい 貸 与 ・ 支 給	支 給
たい 対 象 者	公共職業安定所の受講指示により公共職業能力開発施設で訓練を受ける者
し 支 給 額	基本手当 日額3,530円 技能習得手当 受講手当日額500円、通所手当月額(限度額)42,500円
しん 申 請 時 期	入校時
しん 申 請 書 類	訓練手当等受給資格認定申請書、職業訓練受講指示書
し 支 給 時 期	翌月15日
もうし 申 込 先	公共職業能力開発施設
たん 担 当 課	商工労働観光部ものづくり振興課（TEL 075-414-5105）
び 備 考	

【中学校卒業生のために】

よび名（しょうがいしゃとうしょくばてきおうくんれんてあて障害者等職場適応訓練手当）

事業名	障害者等職場適応訓練												
事業主体	京都府												
趣旨・目的	就職が困難な障害者等に対して、事業所において、その事業所の業務に係る作業についての訓練を実施し、作業環境に適応することを促進する。												
貸与・支給	支給												
対象者	公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した障害者等で就職が困難な者												
支給額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本手当</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,530円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">技能習得手当</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受講手当</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">通所手当</td> <td style="text-align: center;">月（限度額）</td> <td style="text-align: right;">42,500円</td> </tr> </table>	基本手当	日額	3,530円	技能習得手当			受講手当	日額	500円	通所手当	月（限度額）	42,500円
基本手当	日額	3,530円											
技能習得手当													
受講手当	日額	500円											
通所手当	月（限度額）	42,500円											
申請時期	随時（公共職業安定所において事業主との結び付けを行う。）												
申請書類	職場適応訓練受講申込書（通所届）												
支給時期	一般職場適応訓練は1暦月終了後、短期職場適応訓練は訓練終了後の職場適応訓練実施状況報告書の提出があった日から15日以内												
併給	なし												
申込先	居住地を管轄する公共職業安定所												
担当課	商工労働観光部総合就業支援室（TEL 075-682-8918）												
備考													

【中学校卒業生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

事業名	母子福祉資金貸付金					
事業主体	京都府					
趣旨・目的	母子家庭の児童が修業・就職するために必要な資金について貸付を行い、修業等を支援することにより児童の福祉を増進する。					
貸与・支給	貸付					
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者					
貸与額	就職支度資金	100,000円以内（無利子貸付）				
	修業資金	月 50,000円以内（無利子貸付）				
	就学支度資金					
	修業施設に入所	<table border="1"> <tr> <td>自宅通所</td> <td>75,000円以内（無利子貸付）</td> </tr> <tr> <td>自宅外通所</td> <td>85,000円以内（無利子貸付）</td> </tr> </table>	自宅通所	75,000円以内（無利子貸付）	自宅外通所	85,000円以内（無利子貸付）
自宅通所	75,000円以内（無利子貸付）					
自宅外通所	85,000円以内（無利子貸付）					
貸付相談時期	貸付についての相談は、進路を検討される時期（9月）から受付ます。早めに府保健所福祉室に御相談ください。					
申請書類	就職支度資金 申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等 修業資金・就学支度資金 申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等					
貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後					
連帯保証人	必要					
併給	生活福祉資金（支度費）との併給不可					
返済	就職支度資金 貸付日から1年の据置期間後 修業資金 知識技能習得後1年の据置期間後 就学支度資金 卒業後6箇月の据置期間後					
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）					
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）					
備考						

【中学校卒業生のために】

よび名（ぎ のう しゃ いく せい し きん技能者育成資金）

事 業 名	技能者育成資金
事業主体	独立行政法人雇用・能力開発機構
趣旨・目的	優れた技術者を育成するための一助として、3月以上の公共職業能力開発施設の訓練を受ける者のうち、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者に対し、貸付を行う。
貸与・支給	貸 与
対象者	公共職業能力開発施設に入校した者で、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者（訓練手当受給者を除く。）
貸与額	月額 18,200円～21,400円
申請時期	入校時
申請書類	育成資金借受申請書、所得証明書等
支払時期	毎月
連帯保証人	成人者の勤労者
返済期間	16年以内
申込先	公共職業能力開発施設
問い合わせ先	独立行政法人雇用・能力開発機構（TEL 045-683-5450）
備 考	

【中学校卒業生のために】

よび名（^{かんご}看護師等^{しゅうがく}修学資金^{しきん}）

事業名	京都府看護師等修学資金貸与事業
事業主体	京都府
趣旨・目的	保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保と質の向上を図るため、将来、府の区域内において看護師等の業務に従事しようとする者で、経済的理由により就学困難な者に対し、修学資金を貸与する。
貸与・支給	貸与（無利子）
対象者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに京都府の区域内の病院等における看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者
貸与額	月額21,000円（准看護師養成所、高等学校看護科）
申請時期	4～5月
申請書類	申請書、養成施設の長の推薦書、成績証明書、健康診断書
支払時期	年4回（6月、9月、12月、3月）
連帯保証人	2名必要（うち1名は父母が望ましい。）
併給	他の奨学金制度を利用している場合は申請不可
返済期間	一括又は貸付期間に相当する期間内
申込先	該当の看護師等養成施設
担当課	健康福祉部医療課（TEL 075-414-4746・4749）
備考	返還の免除規定有り （養成施設等を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、引き続き5年間京都府内の返還免除対象施設で業務に従事したとき）